

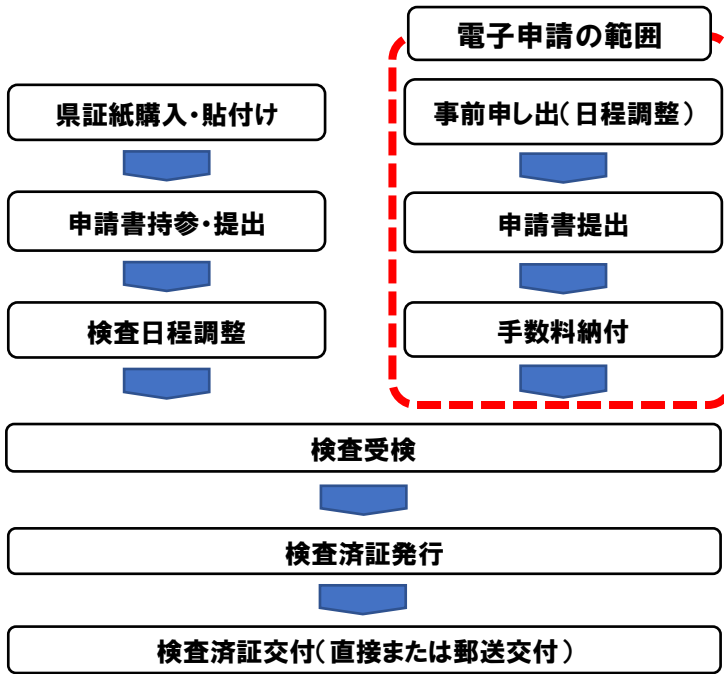
令和5年
1月から

山口県建築指導課からのお知らせ

県の行う

完了・中間検査の電子申請が可能となります

山口県では、建設DXの取組推進の一環として、県が特定行政庁となる区域内での建築基準法の規定に基づく完了検査・中間検査手続き(県が行うものに限る)について、インターネットを経由した電子申請の受付を令和5年1月から開始します。



【区域】

山口県が所管する区域
(周南土木)下松市、光市
(柳井土木)柳井市、周防大島町、
和木町、上関町、田布施町、平生町
(宇部土木)長門市※、美祢市、
山陽小野田市※、阿武町
(※は4号建築物を除く)

【申請の種類】

建築基準法の規定に基づく
・完了検査申請
・中間検査申請

電子申請のメリット

- 完了検査実施までの手続きを、山口県電子申請システムを利用してインターネット上で行うことが可能となります。(従来の紙面による手続きも引続き可能)
- 検査申請書の添付書類も、電子申請システムを経由して提出することが可能となります。
- 各所管土木建築事務所まで 手続きをしに行くことなく、検査の申請が可能となります。
- 電子申請の場合は検査申請手数料のお支払いに、電子納付(現在Pay-easyのみ対応)が可能となります。(紙面申請の場合は、県証紙での納付のみ)

電子申請の対象

- 申請対象建築物の規模、所在地に応じ、本庁または出先土木建築事務所へ申請を行う完了検査及び中間検査

※指定確認検査機関へ申請する場合を除きます。

問合せ先

山口県土木建築部建築指導課審査班
電話 083-933-3839



← 電子申請はこちらの
QRコード先から受付中